

平成27年1月28日

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

ハッピーエイジング・ファンド
(ハッピーエイジング20、30、40、50、60)
信託約款の変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ハッピーエイジング・ファンド(ハッピーエイジング20、30、40、50、60)」(以下「各ファンド」といいます。)につきまして、信託約款の変更を予定しておりますのでご案内申し上げます。

信託約款の変更内容、手続き等につきましては、後掲する詳細をご参照下さい。
ご異議のある方のみ、後掲する「3. 異議申立て手続き」をご確認のうえ、お手続き下さい。
なお、今般の信託約款の変更にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

[本件に関するお問い合わせ先]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 営業部
電話番号 03-5290-3519 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

1. 変更内容および理由

<変更内容>

■投資対象

	投資対象資産	投資対象とするマザーファンド等
変更前	国内株式	損保ジャパン日本株マザーファンド 損保ジャパン-DIAM日本株アクティブ・マザーファンド
	国内債券	損保ジャパン日本債券マザーファンド
	外国債券	損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド
	外国株式	損保ジャパン-TCW外国株式マザーファンド
	エマージング株式	エマージング株式又は エマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託
変更後	国内株式	SJAMラージキャップ・バリュース・マザーファンド SJAMスモールキャップ・マザーファンド
	国内債券	損保ジャパン日本債券マザーファンド
	外国債券	損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド
	外国株式	損保ジャパン-TCW外国株式マザーファンド
	エマージング株式	エマージング株式又は エマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託

■信託財産留保額

変更前	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じた額です。
変更後	ありません。

<変更理由>

今般、各ファンドのより一層の運用効率の改善を目指すため、国内株式への投資部分について、**投資対象が異なる2つのマザーファンドに変更**することとしました。

国内の大型株および小型株それぞれのカテゴリーにおける割安銘柄への投資を通じて、国内株式ポートフォリオの分散効果及び収益の向上を従来以上に図ることが可能となり、弊社といたしましては、本変更が受益者の皆様の利益に資すると判断しました。

また、換金時の信託財産留保額の廃止理由につきましては、各ファンドの資金流入入の状況等を考慮した結果、**残存受益者の不利益になるものではないと判断したため**です。

「SJAMラージキャップ・バリュース・マザーファンド」の運用方針

- ① わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。
- ② 原則として Russell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。
- ③ 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「Russell/Nomura Large Cap Value インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

「SJAMスモールキャップ・マザーファンド」の運用方針

- ① わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。
- ② 原則として、Russell/Nomura Small Cap インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。
- ③ 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスクを軽減しつつ、「Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

また、前記の変更が決定した場合には、以下についても変更を行います。

■投資制限

変更前	親投資信託を除く投資信託証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
変更後	親投資信託および上場投資信託証券等を除く投資信託証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

2. 今後の手続きと日程

内容	日程	詳細
公告日	平成27年1月28日	信託約款の変更の予定は、日本経済新聞(朝刊)で公告いたします。
異議申立期間	平成27年1月28日 ～ 平成27年3月6日	公告日現在の受益者は、異議申立期間中に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に対し、書面により本信託約款の変更に関する異議を申立てることができます。 ※詳細は後掲する「3. 異議申立て手続き」を参照下さい。 なお、信託約款の変更にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。
約款変更正式決定日	平成27年3月6日	上記期間に受付けた異議申立口数を集計します。 集計した異議申立口数が・・・ ・ <u>受益権総口数の二分の一を超えない場合</u> 予定通り、信託約款の変更を行うことを決定します。 ・ <u>受益権総口数の二分の一を超えた場合</u> 信託約款の変更は行いません。 この場合、信託約款の変更を行わない旨を速やかに日本経済新聞にて公告し、書面をお送りします。
信託約款変更適用日	平成27年4月14日	約款変更が正式決定した場合、変更内容を適用開始いたします。

3. 異議申立て手続き

<本信託約款の変更にご同意いただける場合>

特別なお手続きは必要ありません。

<本信託約款の変更にご異議がある場合>

以下の内容を記入した書面をご用意いただき、異議申立期間中(平成27年1月28日～平成27年3月6日)に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社までご郵送下さい。

- ・ **締切日:平成27年3月6日弊社必着** (平成27年3月7日以降の到着分は無効となります。)

(1) ご記入いただく内容

① ファンド名称:正式名称(数字まで)をご記入ください。 (ハッピーエイジング・ファンド20 30 40 50 60)	④ 電話番号(日中連絡先)
② 住所	⑤ 平成27年1月28日現在の保有口数 ○○○口
③ 氏名(記名・販売会社のお届け印捺印※)	⑥ 取扱販売会社、取引店名、口座番号
	⑦ 信託約款の変更についてご異議がある旨

※ お届け印の登録がない販売会社でご購入の場合、捺印は不要です。

※ 後掲する「(2)ご注意事項」を必ずお読みください。

<送付先> 〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 商品企画部

(2) ご注意事項

- ・ 各ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一の販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、販売会社または口座ごとの保有口数をご記入下さい。
- ・ 書面につきましては、官製はがき、封書等の指定はございません。任意の形態の書面をご自身でご用意いただきますようお願い申し上げます。
- ・ ご記入内容に不備等がある場合には、異議お申立てを受付けできない場合があります。
- ・ 異議お申立ての受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。

4. 異議お申立てされた受益者の買取請求手続き

- ※ 異議をお申立てされた受益者が対象となります。
- ※ ただし、信託約款の変更に異議をお申立てされた受益者が、**必ず買取請求をしなければならないわけではございません。**
- ※ 買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さい。

(1) 買取請求について

信託約款の変更が行われた場合、異議をお申立てされた受益者は、**買取請求期間中(平成27年3月13日～平成27年4月1日)**に自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して※、投資信託財産による買取請求をすることができます。

※ 買取請求は、信託約款の変更に對し異議をお申立てされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

(2) お手続きについて

お手続き方法は異議お申立てされた受益者の方に対して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントより別途ご案内させていただきます。

(3) 買取価額

買取価額は、信託約款の変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額※となります。

※ 受託銀行で必要書類を受領した日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.2%)を控除した額。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。

(4) ご注意事項

- ・当該買取事務に関する費用(振込手数料、計算書送付費用等)は**お客様負担として、買取代金から差し引かれます。**
- ・上記の手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金のお支払いは、取扱販売会社に対して行う**通常の換金手続きよりも日数を要する可能性があります。**
- ・異議申立期間中、買取請求期間中ともに、**信託約款の変更に異議をお申立てしたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申し込みを受付けます。**

個人情報の取扱いについて

異議お申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報は異議お申立ておよび買取請求に関する事務を処理するために利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

5. ご参考 <信託約款新旧対照表>

予定している信託約款変更の内容は、以下の通りです。

【追加型証券投資信託 ハッピーエイジング・ファンド (ハッピーエイジング20、30、40、50、60)】

変更後 (各ファンド共通) 運用の基本方針	変更前 (各ファンド共通) 運用の基本方針
<p>2. 運用方針</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>「<u>S J A Mラージキャップ・バリュウ・マザーファンド</u>」、「<u>S J A Mスモールキャップ・マザーファンド</u>」、「<u>損保ジャパン日本債券マザーファンド</u>」、「<u>損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド</u>」、「<u>損保ジャパン-T C W外国株式マザーファンド</u>」の受益証券およびエマージング株式又はエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託を主要投資対象とします。このほか、内外の有価証券等に直接投資することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 運用制限</p> <p>(略)</p> <p>⑦ <u>投資信託証券(親投資信託受益証券および上場投資信託証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))なものを含みます。以下同じ。))ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)</u>の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 運用方針</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>「<u>損保ジャパン日本株マザーファンド</u>」、「<u>損保ジャパン D I A M日本株アクティブ・マザーファンド</u>」、「<u>損保ジャパン日本債券マザーファンド</u>」、「<u>損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド</u>」、「<u>損保ジャパン-T C W外国株式マザーファンド</u>」の受益証券およびエマージング株式又はエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託を主要投資対象とします。このほか、内外の有価証券等に直接投資することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 運用制限</p> <p>(略)</p> <p>⑦ <u>親投資信託を除く投資信託証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</u></p> <p>(略)</p>
<p>【運用の指図範囲】</p> <p>第17条 (略)</p> <p>1. <u>S J A Mラージキャップ・バリュウ・マザーファンド</u></p> <p>2. <u>S J A Mスモールキャップ・マザーファンド</u></p> <p>(略)</p> <p>⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(<u>親投資信託受益証券および上場投資信託証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))</u>)な</p>	<p>【運用の指図範囲】</p> <p>第17条 (略)</p> <p>1. <u>損保ジャパン日本株マザーファンド</u></p> <p>2. <u>損保ジャパン-D I A M日本株アクティブ・マザーファンド</u></p> <p>(略)</p> <p>⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図</p>

<p>ものをいいます。以下同じ。) ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。) の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>(略)</p>	<p>をしません。</p> <p>(略)</p>
<p>【信託報酬の額および支弁の方法】 第 43 条 (略)</p> <p>④ 委託者の報酬には、第 17 条第 1 項第 4 号に規定する「損保ジャパン-T C W 外国株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限を委託した TCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY (ティーシーダブリュー インベストメント マネジメント カンパニー) への投資顧問報酬が含まれます。委託者は、第 1 項に基づいて委託者が受け取るべき信託報酬からその一部を控除して毎計算期間の 6 カ月終了日および各計算期末から 60 日以内に支払うものとします。なお、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 0.1056% 以内の率を乗じて得た金額とします。</p>	<p>【信託報酬の額および支弁の方法】 第 43 条 (略)</p> <p>④ 委託者の報酬には、第 17 条第 1 項第 2 号に規定する「<u>損保ジャパン-D I A M 日本株アクティブ・マザーファンド</u>」の運用の指図に関する権限を委託した <u>D I A M アセットマネジメント株式会社</u> および第 4 号に規定する「損保ジャパン-T C W 外国株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限を委託した TCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY (ティーシーダブリュー インベストメント マネジメント カンパニー) への投資顧問報酬が含まれます。委託者は、第 1 項に基づいて委託者が受け取るべき信託報酬からその一部を控除して毎計算期間の 6 カ月終了日および各計算期末から 60 日以内に支払うものとします。なお、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、<u>D I A M アセットマネジメント株式会社</u> に対しては年 0.078% 以内、TCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY に対しては 0.1056% 以内の率を乗じて得た金額とします。</p>
<p>【信託契約の一部解約】 第 49 条 (略)</p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>(略)</p>	<p>【信託契約の一部解約】 第 49 条 (略)</p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、<u>当該基準価額に 0.2% の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額</u>とします。</p> <p>(略)</p>

以上